

<クリーニング取次所について講ずべき衛生措置等>

(R6.2 更新)

- 施設内、機械器具を清潔に保つこと

クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

クリーニング業法第3条第3項第1号

- 洗濯物が区別されていること

洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと

クリーニング業法第3条第3項第2号

- 伝染性の疾病感染のある洗濯物の処理の有無

伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、・・・

クリーニング業法第3条第3項第5号

★ 厚生労働省令で指定する洗たく物

- 1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

クリーニング業法施行規則第1条

- 施設内の換気、採光、照明を十分にすること

クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第2条第1号

- 居室等の区分を行うこと

クリーニング所は、他の施設と区分し、これを洗濯物の処理以外に使用しないこと。

盛岡市クリーニング業法施行条例第2条第2号

- 広さが十分あること

クリーニング所は、洗濯物の取扱数の量に応じ十分な広さを有すること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第2条第3号

- 洗濯物の区分・保管に必要な業務用の戸棚等を備え、その使用区分を表示すること

洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の戸棚及び容器（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）にあつては、洗濯物の区分及び保管のために必要な業務用の容器）を備え、かつ、その使用区分を表示しておくこと。

盛岡市クリーニング業法施行条例第2条第4号

- 収集・配達容器の区分を行うこと

洗濯物を収集及び配達する場合の容器は、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとを区分すること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第2条第5号

- 格納容器の消毒を行うこと

洗濯物を処理する場所及び格納する容器は、随時薬品で消毒すること。

盛岡市クリーニング業法施行条例第2条第6号

△ 利用者に対する説明義務等

- 1 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- 2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

クリーニング業法第3条の2

★ 厚生労働省令（苦情の申出先の明示）

- 1 クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。

クリーニング業法施行規則第1条の2

△ 業務従事者に対する講習

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

クリーニング業法第8条の3

★ 厚生労働省令（業務従事者に対する講習）

- 1 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し講習（※）を受けさせるものとする。
- 2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。
- 3 前2項の場合において、クリーニング師の研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。

クリーニング業法施行規則第10条の3

※講習についてのお問い合わせ先

財団法人岩手県生活衛生営業指導センター（電話 019-624-6642）

クリーニング業に関わる相談等のお問い合わせ先

〒020-0884 盛岡市神明町 3-29 盛岡市保健所生活衛生課（電話 019-603-8310）